

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 概要

一 目的

(第1条)

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

二 基本原則

(第2条)

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

基本原則にのっとり

三 責務等

(第3条及び第4条)

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

四 基本的施策

1. 実態の調査及び情報の収集等 (第5条)
2. 啓発活動 (第6条)
3. 環境の整備 (第7条)
4. 人材の育成等 (第8条)

五 法制上の措置等

(第9条)

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※ 平成30年5月23日公布・施行